

長野県松本建設事務所告示第7号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成22年5月24日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成22年5月10日

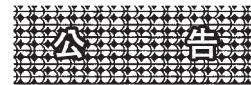
長野県松本建設事務所長 小平重登

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 町村白川村井停車場線
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員 m	延長 km
松本市大字中山4329番の1地先から 松本市大字中山5236番の1地先まで	旧	4.0～10.0	1.0977
松本市大字中山3708番の1地先から 松本市大字中山5243番の2地先まで		12.0～33.0	1.2957
松本市大字中山4329番の1地先から 松本市大字中山5243番の2地先まで	新	10.0～33.0	2.0252

道路管理課

道路管理課

**公告**

次のとおり一般競争入札に付します。

平成22年5月10日

長野県知事 村井仁

- 1 入札に付する事項

- (1) 業務名
平成22年度長野県防災行政無線施設一般用電気工作物点検業務
- (2) 業務箇所名
長野市坂中701-30（三登山中継所）他9箇所
- (3) 業務内容
仕様書のとおり
- (4) 履行期間
契約締結日から平成22年10月29日まで
- (5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

- 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされた者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 過去5年間に種類を同じくする業務を誠実に履行した実績を有する者であること。
- (5) 県内に本店又は営業所を有する者であること。

長野県佐久建設事務所告示第6号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成22年5月24日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所佐久北部事務所において、一般の縦覧に供します。

平成22年5月10日

長野県佐久建設事務所長 戸田明宏

- 1 路線名 142号
- 2 供用を開始する期間
佐久市伴野字豆生田1107番地の1地先から
佐久市伴野字堰下1024番地の1地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成22年5月10日

道路管理課

長野県飯田建設事務所告示第11号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成22年5月24日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成22年5月10日

長野県飯田建設事務所長 三井宏人

- 1(1) 路線名 下条米川飯田線
- (2) 供用を開始する期間

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県危機管理部消防課

電話 026 (235) 7183

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成22年5月24日(月) 午前10時

イ 場所 長野県庁 西庁舎災害対策本部室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要とします。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

消防課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成22年5月10日

長野県知事 村井 仁

1 申請のあった年月日

平成22年4月23日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人教育ファーム・三徳夢学校

3 代表者の氏名

鵜飼 照喜

4 主たる事務所の所在地

長野市西長野6のロ信州大学教育学部鵜飼研究室

5 定款に記載された目的

この法人は福祉教育と環境教育を融合させ、地域に根ざした活

動を通して、福祉団体、教育機関及び地域住民が交流し、相互に理解を深めることによって、自発的な地域づくりに貢献することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

表彰規則（昭和34年長野県規則第6号）第6条の規定により、次の者を表彰しました。

平成22年5月10日

長野県知事 村井 仁

スポーツ栄誉賞

平成22年4月27日表彰

小原唯志	小平奈緒	名取英理
吉澤純平	恩田祐一	柏原理子
竹内 拝	西伸幸	福島のり子
田山真輔	山浦麻葉	

人事課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成22年5月10日

長野県知事 村井 仁

1 入札に付する事項

(1) 入札の対象とする保険契約

長野県公用車の自動車保険契約

(2) 保険契約をする車両台数

135台

(3) 保険の内容

ア 対人賠償限度額 1名につき1,000万円

イ 対物賠償限度額 1事故につき100万円（免責なし）

(4) 保険期間

平成22年6月1日午後4時から平成23年6月1日午後4時まで

(5) 入札方法

保険料の総額について行います。落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格とします。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第

35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 保険業法(平成7年法律第105号)に基づく損害保険業の免許又は農業協同組合法(昭和22年法律132号)に基づく自動車共済事業の承認を受けている者であること。

(5) 長野県内に直営の事故対応拠点(サービスセンター、損害調査拠点等)及び営業拠点がそれぞれ1か所以上あること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県総務部管財課

電話 026-235-7043

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成22年5月21日(金) 午後2時

イ 場所 長野県庁 西庁舎1階入札室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成22年5月17日(月)午後3時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

管財課

公告

長野県信濃学園の管理を指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせますので、その候補者を次とおり募集します。

平成22年5月10日

長野県知事 村井 仁

1 施設の概要等

(1) 名称

長野県信濃学園

(2) 所在地

松本市波田4417-8

(3) 設置目的

児童の福祉を目的として、知的障害のある児童を入所させて、これを保護するとともに、独立自活に必要な知識及び技能を授ける。

(4) 施設の概要

ア 施設の概要

居室、作業室、訓練室、食堂、家庭生活室、保健室、静養室、事務室等

イ 敷地面積

12,105.75m²

ウ 建物の構造及び延べ床面積

鉄筋コンクリート造 3,328.85m²

2 指定期間

平成23年4月1日から平成28年3月31までの5年間

3 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりです(詳細は、長野県信濃学園指定管理者募集要項(以下「募集要項」という。)及び長野県信濃学園管理業務仕様書(以下「仕様書」という。)によります。)

(1) 入所者の入所に関する業務

(2) 入所者に対する保護に関する業務

(3) 入所者に対する独立自活に必要な知識技能の付与に関する業務

(4) 施設及び設備の維持管理に関する業務

(5) 信濃学園の利用に係る料金に関する業務

(6) (1)から(5)までに掲げる業務に附帯する業務

4 応募資格

応募をする者は、次のいずれにも該当する者であることが必要です。

(1) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人であって、県内に事務所を有するものであること。

(2) 地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者でないこと。

(3) 県税その他の租税の滞納がない者であること。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生手続開始の決定又は再生手続の開始の決定があった者でないこと。

(5) 法人の役員に次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。

ア 破産者で復権を得ない者

- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

5 説明会の開催

応募しようとする者を対象として、次のとおり説明会を開催します。

- (1) 日時 平成22年5月20日（木）
 午後1時30分から午後4時まで

(2) 場所 長野県信濃学園 会議室

(3) 参加申込み

説明会参加希望者は、募集要項に定める方法により、平成22年5月14日（金）午後5時までに長野県健康福祉部障害者支援課へ申し込んでください。

6 応募の手続

(1) 募集要項及び仕様書の交付

募集要項及び仕様書は、上記5の説明会において交付するほか、長野県健康福祉部障害者支援課（郵便番号 380-8570（県庁専用郵便番号）所在地：長野県長野市大字南長野字幅下692-2）で交付します。

なお、募集要項については、長野県公式ホームページからダウンロードできます。

（http://www.pref.nagano.lg.jp/syakai/fukusi/kashoka_i.htm）

(2) 応募方法

申請書に、次の書類を添付して、長野県健康福祉部障害者支援課へ提出してください。

- ア 定款及び登記事項証明書又はこれらに準じるもの
 イ 申請日の属する事業年度の前3年の各事業年度における申請者の事業の状況を記載した書類、貸借対照表及び損益計算書若しくは収支計算書又はこれらに準ずるもの
 ウ 申請日の属する事業年度及び翌事業年度における申請者の事業の実施及び収支に係る計画を記載した書類
 エ 役員の名簿及び履歴書
 オ 申請者が4の(2)の応募資格に該当する旨の誓約書
 カ その他募集要項に定める書類

(3) 受付期間

平成22年5月10日（月）から6月18日（金）まで（郵送による応募は、6月18日（金）までに必着のものに限り受け付けます。）

7 指定管理者の指定の手続等

指定管理者は、応募者の中から健康福祉部指定管理者選定委員会においてその候補者を選定し、議会の議決を経て指定します。

8 その他

- (1) その他詳細については、募集要項及び仕様書によります。
 (2) この募集について不明な事項は、長野県健康福祉部障害者支援課（電話 026-235-7103）に問い合わせてください。
 (3) この募集に際して収集する個人情報は、指定管理者の候補者の選定に必要な範囲でのみ使用します。

障害者支援課

公告

長野県松本あさひ学園の管理を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせますので、その候補者を次のとおり募集します。

平成22年5月10日

長野県知事 村井 仁

1 施設の概要等

- (1) 名称
 長野県松本あさひ学園

- (2) 所在地
 松本市旭2-11-30

(3) 設置目的

児童の福祉を目的として、軽度の情緒障害を有する児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障害を治し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う。

(4) 施設の概要

ア 施設の概要
 生活施設棟、小体育館及び治療・学校施設

イ 敷地面積
 11,182.15m²

ウ 建物の構造及び延べ床面積
 生活施設棟 鉄筋コンクリート造り2階建て 1,481.54m²
 小体育館 鉄骨造り平屋建 333.56m²
 治療・学校施設 鉄筋コンクリート造り 1,007.35m²

2 指定期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間

3 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりです（詳細は、長野県松本あさひ学園指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）及び長野県松本あさひ学園管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）によります。）。

- (1) 入所者の入所に関する業務
 (2) 入所者に対する心理学的治療及び生活指導
 (3) 退所者に対する相談その他の援助
 (4) 施設及び設備の維持管理に関する業務
 (5) (1)から(4)までに掲げる業務に附帯する業務

4 応募資格

応募をする者は、次のいずれにも該当する者である必要があります。

- (1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人であって、県内に事務所を有するものであること。
 (2) 地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者でないこと。
 (3) 県税その他の租税の滞納がない者であること。
 (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の決定又は再生手続の開始の決定があった者でないこと。
 (5) 法人等の役員に次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。
 ア 破産者で復権を得ない者

- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

5 説明会の開催

応募しようとする者を対象として、次のとおり説明会を開催します。

(1) 日時 平成22年5月18日（火）

午後1時30分から午後4時まで

(2) 場所 長野県松本旭町庁舎 2階会議室

(3) 参加申込み

説明会参加希望者は、募集要項に定める方法により、平成22年5月13日（木）午後5時までに長野県健康福祉部こども・家庭課へ申し込んでください。

6 応募の手続

(1) 募集要項及び仕様書の交付

募集要項及び仕様書は、上記5の説明会において交付するほか、長野県健康福祉部こども・家庭課（郵便番号 380-8570（県庁専用郵便番号）所在地：長野県長野市大字南長野字幅下692-2）で交付します。

なお、募集要項については、長野県公式ホームページからダウンロードできます。

（http://www.pref.nagano.lg.jp/syakai/seisyounen/kasho_kai.htm）

(2) 応募方法

申請書に、次の書類を添付して、長野県健康福祉部こども・家庭課へ提出してください。

ア 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準じるもの

イ 申請日の属する事業年度の前3年の各事業年度における申請者の事業の状況を記載した書類、貸借対照表及び損益計算書若しくは収支計算書又はこれらに準ずるもの

ウ 申請日の属する事業年度及び翌事業年度における申請者の事業の実施及び収支に係る計画を記載した書類

エ 役員名簿及び履歴書

オ 申請者が4の(2)の応募資格に該当する旨の誓約書

カ その他募集要項に定める書類

(3) 受付期間

平成22年5月10日（月）から6月18日（金）まで（郵送による応募は、6月18日（金）までに必着のものに限り受け付けます。）

7 指定管理者の指定の手続等

指定管理者は、応募者の中から健康福祉部指定管理者選定委員会においてその候補者を選定し、議会の議決を経て指定します。

8 その他

(1) その他詳細については、募集要項および仕様書によります。

(2) この募集について不明な事項は、長野県健康福祉部こども・家庭課（電話 026-235-7099）に問い合わせてください。

(3) この募集に際して収集する個人情報は、指定管理者の候補者の選定に必要な範囲でのみ使用します。

こども・家庭課

公告

次のとおり企画提案公募（プロポーザル）に付します。

平成22年5月10日

長野県知事 村井 仁

1 企画提案公募に付する事項

(1) 業務名

信州 自慢の「食」大集合企画運営業務委託（緊急雇用創出事業）

(2) 業務内容

長野県が開催する信州 自慢の「食」大集合の企画及び運営に係る業務を行うものです。

業務の詳細は、信州 自慢の「食」大集合企画運営委託仕様書によります。

2 企画提案公募に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 長野県総務部長から、「管理その他の委託及び物品購入等入札参加者に係る指名停止要領」に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(2) 過去5年以内に同種の業務の履行実績を有する者であること。

(3) 長野県庁等で行う説明会、プレゼンテーション及び業務遂行のための打合せに参加できる者であること。

3 選定基準及び評価基準

(1) 提案者の選定基準

企画内容、運営能力、見積金額等を信州 自慢の「食」大集合企画運営業務委託先選定委員会において審査し、総合的に最も優れた企画運営能力を有すると認められる者を受託候補者として選定します。

(2) 提案書の評価基準

ア 長野県の地域特性を踏まえた提案内容の妥当性

イ 長野県の食のPR効果の有効性

ウ 提案内容の斬新性

エ 費用の妥当性

オ 業務履行の確実性

4 参加申込書及び企画提案書の提出場所並びに問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

（県庁専用郵便番号 380-8570）

長野県観光部観光振興課

電話 026（235）7253

5 参加申込書の提出期限及び方法

(1) 提出期限 平成22年5月19日（水）午後5時

(2) 提出方法 郵送、ファックス又は持参による

6 説明会の日時及び場所

(1) 日時 平成22年5月21日（金）午後2時から

(2) 場所 長野県庁 特別会議室

7 企画提案等の提出及び方法

(1) 提出期限 平成22年6月14日（月）正午（必着）

(2) 提出方法 郵送又は持参による

8 その他

詳細は、「信州 自慢の「食」大集合企画運営業務受託者公募要領」による。

観光振興課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成22年5月10日

長野県体育センター所長 松林憲治

1 入札に付する事項

(1) 借入をする物品及び数量

体力測定診断システム一式

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書のとおりです。

(3) 借入期間

平成22年7月1日から平成27年6月30日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 借入場所

入札説明書及び仕様書のとおりです。

(5) 入札方法

1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県内に本店又は営業所等を有する者であること。

(5) 借入物品に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

松本市大字今井3443

長野県体育センター

電話 0263（86）0218

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成22年5月26日（水）午後1時

イ 場所 長野県体育センター 会議室

(3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成22年5月21日（金）午後5時

までに上記3の場所に提出してください。この場合において、入札及び開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつた者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県体育センター所長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

スポーツ課